

大切に保管してください

◆年金のお支払いについて

1. 年金の支払日

偶数月の1日 年6回（1日が金融機関の休日にあたる場合は、その翌営業日）

通帳には「パナソニックネンキン」と印字されます。

振込先の金融機関により通帳の印字内容が異なる場合があります。

2. 振り込まれる金額（送金額）について

年金額の多寡にかかわらず、お支払いの都度、一律の所得税が源泉徴収されます。

年金支払日、年金送金額、所得税額については、三井住友信託銀行 年金信託部から通知されます。

源泉徴収税額 = 年金支払額 × 7.6575% ※

※ 税法上の定めによる一定税率（復興特別所得税含む）

3. 税金の取扱いについて

企業年金は、『**公的年金等に係る雑所得**』として課税対象となります。

源泉徴収された所得税は、国の年金等、他の所得も含め、確定申告にて最終確定を行ってください。

後日、三井住友信託銀行 年金信託部から、「年金ご送金のお知らせ」が送付されますのでご確認ください

◆このようなときは、お手続きが必要です

各種のお手続きについて



1. 住所・氏名・年金の受取先金融機関の変更 → 手続用紙はHPから取出可能

年金の受取先金融機関の変更は、支払月の1カ月前までにお申出ください。

（ご注意）社内で継続勤務される方についても必ずお申し出が必要です。（会社EPOCHとは連動していません）

2. 海外に1年以上居住される時（または帰国される時）

裏面の「海外に居住される方、帰国される方へのお願い」をご覧ください。

3. 年金受給者が亡くなられた時

ご遺族様から、企業年金室へご連絡ください。

ご連絡が遅れますと、年金の過払いとなり、ご遺族様からご返金いただく場合がありますので、すみやかに当室へご連絡ください。

◆企業年金に関する定例発送物のご案内

発送予定	ご送付するもの	内 容	発送元
1月中旬	公的年金等の源泉徴収票 (圧着ハガキ)	前年にお支払いした年金の源泉徴収票です 確定申告 にお使いください	三井住友信託銀行年金信託部
5月末	年金ご送金のお知らせ(※) (圧着ハガキ)	その年の6月お支払い分 ～翌年4月お支払い分	三井住友信託銀行年金信託部
10月初旬	企業年金室からの広報誌 『年金通信』	毎年1回 発行 年金受給者の方へのお知らせ	企業年金室

(※) 途中で、年金のお支払いが終了する場合、年金額が改定される場合、また、住所、年金受取先口座を変更された場合は、都度、ご送付いたします。

◆年金に代えて一時金での受給を希望される時

- 受給中または待期中の年金について、一時金での受給を希望される時は、当室までお申出ください。所定の手続書類を送付します。
- 一時金にかかる税金は、年金の受給状況により、課税方法が異なります。
- 場合により、受給可否の条件がありますので、詳しくは、お申出時にお問合わせください。

◆海外に居住される方、帰国される方へのお願い

- 企業年金の年金受給者が、海外に居住される時(※)、海外から帰国される時は企業年金にかかる税金の取り扱いが変わりますので、届出が必要です。(国の年金と同様)

(※)おおむね1年以上継続して、海外を生活の本拠としている状態をいいます。
住民登録が日本にあっても、日本国内に生活の本拠がないと「非居住者」となります。

「パナソニックグループDB」ホームページのご案内 ～確定給付企業年金制度や必要な手続情報などをご提供～

<https://nenkin.jpn.panasonic.com/>

YahooやGoogleで検索できます

パナ DB 年金

検索

パナソニックグループ
確定給付企業年金HP

お問合せ
メール専用



お電話でのお問合せについてのお願い

ご本人確認のため、生年月日や加入者番号などを確認させていただきます。
個人情報の取り扱いのため、特別な事情のない限り、受給者ご本人からご連絡ください。
なお、金額等一部の情報については、受給者ご本人でも電話(口頭)でお伝えできない場合があります。